

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産
取得原価を計上しています。
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの
再調達原価を計上しています。
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているものは取得原価を、取得原価が不明なものは再調達原価を計上しています。
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産
取得原価を計上しています。

有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
償却原価法により計上しています。
- ② 満期保有目的外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの
会計年度末日における市場価格に基づく時価法により計上しています。
 - イ 市場価格のないもの
取得原価を計上しています。
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの
会計年度末日における市場価格に基づく時価法により計上しています。
 - イ 市場価格のないもの
出資金額を計上しています。

有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
定額法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法）によっています。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のリース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

リース取引の処理方法

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② ①以外のリース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金とし、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、鹿児島市物品会計規則に規定する重要物品を資産として計上しています。
（重要物品）
ア 購入価額又は評価価額が100万円以上の備品及び動物
イ 二輪車を除く自動車
※美術品は、重要物品と同様100万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについては、本市が所有するもので、研究開発費に該当しないソフトウェア製作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上しています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等
なし

3. 重要な後発事象
なし

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

鹿児島県信用保証協会 損失補償残高 2,364,120千円
うち財政健全化法の将来負担比率の
算定上将来負担額とした額（貸借対照表計上額） 166,812千円

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

2件 10,554千円（令和2年度末における訴訟金額）

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

一般会計
土地区画整理事業清算特別会計
地域下水道事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

表示単位未満の金額について

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
結実質赤字比率	—
実質公債費比率	3.0%
将来負担比率	37.3%

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

280,090千円

繰越事業に係る将来の支出予定額

11,848,274千円

売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

① 範囲

普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産のうち、市が財源確保を図るために売却可能な遊休資産や未利用資産

原則として、次のものは除くこととしています。

普通財産のうち、公共目的のため保有しているもの
貸し付けているもの
山林・原野及び溶岩地

② 内訳

事業用資産 463百万円（713百万円）

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、固定資産税路線価に基づく評価を原則としています。

上記の（713百万円）は貸借対照表による簿価を記載しています。

事業用資産／土地 : 463,474,542円

減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
積立不足はありません。

基金借入金（繰替運用）残高

財政調整基金	4,000,000千円	
建設事業基金	2,000,000千円	
市債管理基金	2,000,000千円	合計 8,000,000千円

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
154,328,339千円

将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

・標準財政規模	133,901,840千円
・将来負担額	332,495,036千円
・充当可能基金額	37,050,011千円
・充当可能特定歳入	55,175,410千円
・基準財政需要額算入見込額	196,531,376千円

自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

短期リース債務	70,002千円
長期リース債務	180,890千円

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産形成分を差し引いた額を計上しています。

基礎的財政収支

△9,631,967千円

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	9,368,537千円
投資活動収入の国県等補助金収入	7,958,205千円
未収債権、未払債務等の減少	7,207,426千円
減価償却費	21,414,487千円
賞与等引当金繰入額	2,224,312千円
退職手当引当金繰入額	2,236,397千円
徴収不能引当金繰入額	520,447千円
損失補償等引当金繰入額	一千円
資産除売却損	723,440千円
.....	
純資産変動計算書の本年度差額	△2,584,915千円

一時借入金について

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、予算に定める一時借入金の借入れの最高額及び利子額は次のとおりです。
一時借入金の借入れの最高額 3,000,000千円
一時借入金に係る利子額 3,100千円

重要な非資金取引

・減価償却費	21,414,487	千円
・賞与等引当金繰入額	2,224,312	千円
・退職手当引当金繰入額	2,236,397	千円
・徴収不能引当金繰入額	520,447	千円
・投資損失引当金繰入額		一千円
・損失補償等引当金繰入額		一千円